

「使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(案)」に関するパブリックコメントの実施結果

番号	御意見	件数	御意見に対する考え方
住民票の写しについて、本籍の記載を要することを明確化することについて			
1	・ 欠格要件に該当する事由の有無については誓約書を提出することで行っているため、住民票(写し)に新たに本籍の記載を求めることには反対。	4	本改正は、現在、申請時に提出を求めている住民票(写し)について、本籍地の記載を要することを明確化することにより、申請者の負担を増やすことなく、都道府県等における欠格要件の審査事務の効率化を図るものであり、ご理解頂きたいと思います。
2	・ 本籍記載の住民票を徴することとするのは、解体業・破砕業のみでよく、引取業・フロン類回収業は不要。	1	
3	・ 解体業・破砕業の申請書について、申請書様式を改正し、本籍等を記載するようにすべき。	1	
法人の引取業者等が行う登録の申請又は変更の際に、関係する役員の住民票(写し)の提出を求めることについて			
4	・ 誓約書に本籍を記入する欄を設けて記入させ、これに基づき本籍地へ照会すればよい。 よって、全役員の住民票の写しを提出する必要はない。	1	頂いたご意見、また現在、申請時に提出を求めている誓約書については虚偽の記載が多いなど特段の問題が生じているとは言い難い状況であることを踏まえ、法人役員に係る住民票(写し)の提出を求めることは、今回、見送ることとし、当該法人役員に係る欠格要件の審査のあり方については引き続き検討することとさせていただきます。
5	・ 役員の住民票の写しの提出を求めることは、行政手続き簡素化が叫ばれている時代に逆行しており不適切。	1	
6	・ 書類の収集・作成業務等の負担が大きいため反対。	3	

「使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(案)」に関するパブリックコメントの実施結果

番号	御意見	件数	御意見に対する考え方
7	<p>・ 登録の申請においては、申請者が法人である場合には、役員にあつては、氏名のみが申請書の記載事項となっている。</p> <p>このため、役員の住所を確認する為に住民票の写しの提出を求めようとするのであれば、自動車リサイクル法を改正し、役員の住所も申請書の記載事項とすることが必要である。</p>	1	<p>登録に係わる申請書の添付書類については、法第43条第2項の規定に基づき主務省令で定めることとされており、登録の申請時に法人役員の住民票(写し)の提出を求める場合に特段の法改正の必要はございません。</p> <p>ただし、上記回答のとおり、登録に係る法人役員の住民票(写し)の提出を求めることは今回は見送ることいたします。</p>
その他			
8	<p>・ 住民票の写しについては、一定の有効期限を設けること。 (申請時点より3ヶ月以内に取得したもの 等)</p>	1	<p>頂いたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
9	<p>・ 「関係する役員」について、自動車リサイクル法に関係する業務に従っている役員のみを対象としているのか。</p>	1	<p>「関係する役員」については、法第61条第1項第3号の規定のとおりです。</p> <p>ただし、上記回答のとおり、登録に係る法人役員の住民票(写し)の提出を求めることは今回は見送ることいたします。</p>